

## 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

## 1 改正の理由

社会経済情勢の変化に伴う廃棄物処理原価の上昇により生じた、廃棄物処理手数料との乖離を解消し、受益者負担の適正化を図るため、廃棄物処理手数料を改定する必要がある。

## 2 改正の概要

区 分	手 数 料		
		現 行	改 正 案
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき	36円50銭	40円
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき	36円50銭	40円
	有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに	69円	76円
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき	36円50銭	40円
	粗大ごみ1品目当たりの手数料限度額	2,500円	2,800円
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき	9円50銭	現行どおり

粗大ごみの品目別の処理手数料は、条例改正後の規則改正により定める。

### 3 事業系有料ごみ処理券の券種

券種	1セットの枚数	現行料金 (1セット)	改正後料金 (1セット)
10リットル券	10枚	690円	760円
20リットル券	10枚	1,380円	1,520円
45リットル券	10枚	3,100円	3,420円
70リットル券	5枚	2,415円	2,660円

事業系有料ごみ処理券の額面料金については、現行の容積換算値(0.19キログラム/リットル)を基に算出する。

### 4 施行日

平成29年10月1日

### 5 経過措置等

#### (1) 新券の交付

改定後の新券は平成29年10月1日から交付する。

#### (2) 現行の事業系有料ごみ処理券の使用期限

改定前に交付された旧券は、平成29年10月31日まで使用できる。

また、11月1日以後は還付又は差額を納入することにより新券と交換する。

#### (3) 粗大ごみ処理手数料

粗大ごみの収集は事前申込み制となっており、処理手数料は申込み時に決定する。

このため、改定後の手数料は、施行日以後の申込み分から適用する。